

# 令和7年度第1回 指宿市地域公共交通活性化協議会

日時：令和7年6月16日（月） 14:30～  
会場：指宿市役所指宿庁舎3階 大会議室

## 【会 次 第】

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 委員紹介

### 4 報 告

令和6年度における各交通モードの利用状況について

### 5 議 事

議案第1号 令和6年度事業報告及び収支決算について（監査報告含む）

議案第2号 令和7年度事業計画及び予算について

議案第3号 令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画について

議案第4号 新たな公共交通体系について

(1) 指宿市の二次交通に関するアンケートについて

(2) 指宿市地域公共交通活性化協議会分科会開催報告

(3) 新たな公共交通体系の基本骨格（素案）について

### そ の 他

### 6 指宿市版公共交通乗務員就職奨励制度について

### 7 その他

### 8 閉会

指宿市地域公共交通活性化協議会委員名簿 (R7. 4. 1～)

|    | 構成員の要件  | 職                                       | 氏名     | 備考                    |
|----|---|---|--------|-----------------------|
| 1  | 学識経験を有する者   | 鹿児島大学<br>名誉教授                           | 井上 佳朗  |                       |
| 2  | 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者                         | 鹿児島交通株式会社<br>常務取締役                      | 西 修平   | 代理<br>課長 三倉 康         |
| 3  | 鉄道事業者の代表者又はその指名する者                                  | 九州旅客鉄道株式会社 鹿児島支社<br>副支社長                | 宮崎 恵介  |                       |
| 4  | 一般旅客定期航路事業者の代表者又はその指名する者                            | 種子屋久高速船株式会社<br>所長代理                     | 永谷 真純  |                       |
| 5  | 一般旅客定期航路事業者の代表者又はその指名する者                            | 株式会社なんきゅうドック<br>代表取締役社長                 | 今村 勝博  |                       |
| 6  | 公益社団法人鹿児島県バス協会長又はその指名する者                            | 公益社団法人鹿児島県バス協会<br>専務理事                  | 鳩野 浩一郎 | 欠席                    |
| 7  | 一般社団法人鹿児島県タクシー協会<br>会長又はその指名する者                     | 一般社団法人鹿児島県タクシー協会<br>副会長                 | 別府 竜人  |                       |
| 8  | 市民又は利用者の代表  | 指宿市自治公民館連絡協議会<br>会長                     | 臼山 正二  |                       |
| 9  | 市民又は利用者の代表  | 指宿市自治公民館連絡協議会<br>副会長                    | 内蘭 清則  | 欠席                    |
| 10 | 市民又は利用者の代表  | 指宿市自治公民館連絡協議会<br>副会長                    | 坂上 次喜  | 変更                    |
| 11 | 市民又は利用者の代表  | 指宿市地域女性団体連絡協議会                          | 水流 美紀子 |                       |
| 12 | 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支<br>局長又はその指名する者                     | 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局<br>首席運輸企画専門官(企画調整担当)  | 谷口 誠一  |                       |
| 13 | 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支<br>局長又はその指名する者                     | 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局<br>首席運輸企画専門官(輸送・監査担当) | 榎 登志幸  |                       |
| 14 | 一般旅客自動車運送事業者の事業用<br>自動車の運転者が組織する団体の代<br>表者又はその指名する者 | 私鉄鹿児島交通労働組合<br>執行委員長                    | 岡 良二   | 欠席                    |
| 15 | 指宿警察署長又はその指名する者                                     | 指宿警察署<br>交通課長                           | 高田 俊一郎 | 変更<br>欠席              |
| 16 | 道路管理者又はその指名する者                                      | 鹿児島県南薩地域振興局建設部<br>建設総務課長                | 川畑 哲郎  |                       |
| 17 | 港湾管理者又はその指名する者                                      | 鹿児島県南薩地域振興局建設部<br>河川港湾課長                | 関山 智幸  |                       |
| 18 | 鹿児島県知事又はその指名する者                                     | 鹿児島県総合政策部<br>交通政策課主幹兼陸上交通係長             | 竹下 真佳  | 変更                    |
| 19 | 交通会議が必要と認める者  | 指宿市<br>総務部長                             | 渡部 徹也  |                       |
| 20 | 指宿市長又はその指名する者                                       | 指宿市<br>産業振興部長                           | 鴨崎 一郎  |                       |
| 21 | 協議会の運営上必要と認める者                                      | 指宿市<br>市民福祉部長                           | 富永 敏尚  | 職名変更                  |
| 22 | 協議会の運営上必要と認める者                                      | 指宿市<br>建設部長                             | 窪田 幸一郎 | 変更                    |
| 23 | 協議会の運営上必要と認める者                                      | 指宿市<br>山川支所長                            | 岩林 茂樹  |                       |
| 24 | 協議会の運営上必要と認める者                                      | 指宿市<br>開聞支所長                            | 七夕 勝彦  | 代理<br>主幹兼総務係長<br>原村 誠 |
|    | オブザーバー  | 国土交通省九州運輸局交通企画課長                        | 鈴木 貴大  | 代理<br>企画第二係長<br>東 貴教  |

## 令和6年度利用実績

|   |                           | 令和6年度 | 令和5年度      | 対前年比       | 備考      |                     |
|---|---------------------------|-------|------------|------------|---------|---------------------|
| イ<br>ツ<br>シ<br>ー<br>バ<br>ス                                      | 小牧～ニシムタ指宿店線               | 乗車人数  | 1,965人     | 2,312人     | 84.99%  | 令和7年2月から<br>週3日→週2日 |
|   |                           | 一便あたり | 2.39人      | 2.68人      | 89.33%  |                     |
|   | 川尻～なのはな館線                 | 乗車人数  | 4,263人     | 3,404人     | 125.24% | 令和7年2月から<br>週3日→週2日 |
|   |                           | 一便あたり | 5.04人      | 3.73人      | 135.01% |                     |
|   | 小牧～ニシムタ指宿店線<br>(代替)       | 乗車人数  | 63人        | -          | -       | 令和7年2月<br>運行開始      |
|   |                           | 一便あたり | 1.31人      | -          | -       |                     |
|   | 川尻～なのはな館線<br>(代替)         | 乗車人数  | 158人       | -          | -       | 令和7年2月<br>運行開始      |
|   |                           | 一便あたり | 3.76人      | -          | -       |                     |
|   | 合計                        | 乗車人数  | 6,449人     | 5,716人     | 112.82% |                     |
|   |                           | 一便あたり | 3.67人      | 3.22人      | 113.92% |                     |
| 予<br>約<br>型<br>乗<br>合<br>タ<br>ク<br>シ<br>ー<br>(あ<br>い<br>タ<br>ク) | 畠久保・西方線<br>(登録者数：16名(-1)) | 乗車人数  | 105人       | 175人       | 60.00%  |                     |
|   |                           | 一便あたり | 1.27人      | 1.32人      | 96.14%  |                     |
|   | 池田線<br>(登録者数：57名(+5))     | 乗車人数  | 743人       | 646人       | 115.02% |                     |
|   |                           | 一便あたり | 1.63人      | 1.4人       | 116.28% |                     |
|   | 魚見線<br>(登録者数：47名(-1))     | 乗車人数  | 745人       | 831人       | 89.65%  |                     |
|   |                           | 一便あたり | 1.69人      | 1.79人      | 94.11%  |                     |
|   | 鰻線<br>(登録者数：29名(+6))      | 乗車人数  | 1,009人     | 949人       | 106.32% |                     |
|   |                           | 一便あたり | 1.74人      | 1.55人      | 112.00% |                     |
|   | 尾下線<br>(登録者数：6名(±0))      | 乗車人数  | 87人        | 93人        | 93.55%  |                     |
|   |                           | 一便あたり | 1.00人      | 1.01人      | 98.92%  |                     |
|   | 開聞線<br>(登録者数：29名(+11))    | 乗車人数  | 203人       | 89人        | 228.09% |                     |
|   |                           | 一便あたり | 1.04人      | 1.10人      | 94.75%  |                     |
|   | 合計                        | 乗車人数  | 2,892人     | 2,783人     | 103.92% |                     |
|   |                           | 一便あたり | 1.57人      | 1.54人      | 101.68% |                     |
| 路<br>線<br>バ<br>ス<br>回<br>数<br>券                                 | 指宿営業所精算                   | 利用金額  | 814,850円   | 790,100円   | 103.13% |                     |
|   | 鹿児島営業所精算                  | 利用金額  | 263,650円   | 187,000円   | 140.99% |                     |
|   | 加世田営業所精算                  | 利用金額  | 77,600円    | 104,100円   | 74.54%  |                     |
|   | 利用金額合計                    |       | 1,156,100円 | 1,081,200円 | 106.93% |                     |
|   | 回数券販売額                    |       | 826,000円   | 808,000円   | 102.23% |                     |

令和6年度  
指宿市地域公共交通利用実績（内訳）

【令和6年度イッシーバス実績集計】

|      | 小牧～ニシムタ指宿店線 |        |        |         | 川尻～なのはな館線 |        |         |         | 小牧～ニシムタ指宿店線（代替） |      |        |        | 川尻～なのはな館線（代替） |      |        |        | 全体      |        |         |           |
|------|-------------|--------|--------|---------|-----------|--------|---------|---------|-----------------|------|--------|--------|---------------|------|--------|--------|---------|--------|---------|-----------|
|      | 乗車人数        | 運行回数   | 1 便当たり | 運賃収益    | 乗車人数      | 運行回数   | 1 便当たり  | 運賃収益    | 乗車人数            | 運行回数 | 1 便当たり | 運賃収益   | 乗車人数          | 運行回数 | 1 便当たり | 運賃収益   | 乗車人数    | 運行回数   | 1 便当たり  | 運賃収益      |
| 4月   | 160         | 72     | 2.22   | 34,380  | 348       | 78     | 4.46    | 60,545  | 0               | 0    |        | 0      | 0             | 0    | 0      | 0      | 508     | 150    | 3.39    | 94,925    |
| 5月   | 168         | 72     | 2.33   | 32,475  | 381       | 72     | 5.29    | 69,430  | 0               | 0    |        | 0      | 0             | 0    | 0      | 0      | 549     | 144    | 3.81    | 101,905   |
| 6月   | 189         | 72     | 2.63   | 44,520  | 315       | 78     | 4.04    | 53,860  | 0               | 0    |        | 0      | 0             | 0    | 0      | 0      | 504     | 150    | 3.36    | 98,380    |
| 7月   | 196         | 78     | 2.51   | 30,930  | 380       | 78     | 4.87    | 61,677  | 0               | 0    |        | 0      | 0             | 0    | 0      | 0      | 576     | 156    | 3.69    | 92,607    |
| 8月   | 155         | 72     | 2.15   | 36,770  | 382       | 78     | 4.90    | 50,890  | 0               | 0    |        | 0      | 0             | 0    | 0      | 0      | 537     | 150    | 3.58    | 87,660    |
| 9月   | 180         | 66     | 2.73   | 42,140  | 348       | 72     | 4.83    | 57,760  | 0               | 0    |        | 0      | 0             | 0    | 0      | 0      | 528     | 138    | 3.83    | 99,900    |
| 10月  | 167         | 72     | 2.32   | 48,030  | 454       | 84     | 5.40    | 81,950  | 0               | 0    |        | 0      | 0             | 0    | 0      | 0      | 621     | 156    | 3.98    | 129,980   |
| 11月  | 181         | 72     | 2.51   | 55,840  | 389       | 66     | 5.89    | 65,245  | 0               | 0    |        | 0      | 0             | 0    | 0      | 0      | 570     | 138    | 4.13    | 121,085   |
| 12月  | 210         | 78     | 2.69   | 40,580  | 362       | 72     | 5.03    | 63,460  | 0               | 0    |        | 0      | 0             | 0    | 0      | 0      | 572     | 150    | 3.81    | 104,040   |
| 1月   | 145         | 72     | 2.01   | 31,935  | 342       | 72     | 4.75    | 61,471  | 0               | 0    |        | 0      | 0             | 0    | 0      | 0      | 487     | 144    | 3.38    | 93,406    |
| 2月   | 99          | 48     | 2.06   | 24,050  | 218       | 42     | 5.19    | 33,770  | 24              | 18   | 1.33   | 5,760  | 102           | 24   | 4.25   | 47,380 | 443     | 132    | 3.36    | 110,960   |
| 3月   | 115         | 48     | 2.40   | 22,290  | 344       | 54     | 6.37    | 57,600  | 39              | 30   | 1.30   | 9,510  | 56            | 18   | 3.11   | 24,160 | 554     | 150    | 3.69    | 113,560   |
| 合計   | 1,965       | 822    | 2.39   | 443,940 | 4,263     | 846    | 5.04    | 717,658 | 63              | 48   | 1.31   | 15,270 | 158           | 42   | 3.76   | 71,540 | 6,449   | 1,758  | 3.67    | 1,248,408 |
| 対前年比 | 84.99%      | 95.14% | 89.33% | 90.59%  | 125.24%   | 92.76% | 135.01% | 94.47%  | -               | -    | -      | -      | -             | -    | -      | -      | 112.82% | 98.99% | 113.92% | 99.90%    |

令和6年度  
指宿市地域公共交通利用実績（内訳）

【令和6年度乗合タクシー実績集計】

|      | 島久保・西方線 |        |        |         |          | 池田線     |        |         |          |            | 魚見線    |        |        |          |          |
|------|---------|--------|--------|---------|----------|---------|--------|---------|----------|------------|--------|--------|--------|----------|----------|
|      | 乗車人数    | 運行回数   | 1便当たり  | 運賃収益    | 支払金額     | 乗車人数    | 運行回数   | 1便当たり   | 運賃収益     | 支払金額       | 乗車人数   | 運行回数   | 1便当たり  | 運賃収益     | 支払金額     |
| 4月   | 10人     | 7回     | 1.43人  | 3,800円  | 25,700円  | 60人     | 42回    | 1.43人   | 18,200円  | 127,500円   | 63人    | 36回    | 1.75人  | 13,400円  | 55,850円  |
| 5月   | 11人     | 7回     | 1.57人  | 4,500円  | 24,150円  | 41人     | 32回    | 1.28人   | 11,850円  | 92,800円    | 61人    | 43回    | 1.42人  | 12,600円  | 55,400円  |
| 6月   | 2人      | 2回     | 1.00人  | 600円    | 3,500円   | 48人     | 35回    | 1.37人   | 14,800円  | 107,150円   | 55人    | 37回    | 1.49人  | 11,800円  | 54,150円  |
| 7月   | 8人      | 7回     | 1.14人  | 2,800円  | 23,900円  | 41人     | 32回    | 1.28人   | 12,900円  | 99,200円    | 65人    | 38回    | 1.71人  | 13,800円  | 55,400円  |
| 8月   | 人       | 回      |        | 円       | 円        | 49人     | 35回    | 1.40人   | 15,100円  | 105,050円   | 49人    | 30回    | 1.63人  | 10,800円  | 44,600円  |
| 9月   | 10人     | 10回    | 1.00人  | 3,800円  | 36,300円  | 59人     | 36回    | 1.64人   | 18,400円  | 109,900円   | 67人    | 39回    | 1.72人  | 14,400円  | 61,050円  |
| 10月  | 24人     | 20回    | 1.20人  | 9,800円  | 77,750円  | 87人     | 50回    | 1.74人   | 27,800円  | 150,000円   | 63人    | 39回    | 1.62人  | 13,400円  | 55,000円  |
| 11月  | 10人     | 8回     | 1.25人  | 4,000円  | 30,900円  | 68人     | 39回    | 1.74人   | 21,300円  | 115,500円   | 73人    | 36回    | 2.03人  | 15,200円  | 56,550円  |
| 12月  | 8人      | 6回     | 1.33人  | 3,600円  | 28,200円  | 72人     | 40回    | 1.80人   | 22,650円  | 115,000円   | 66人    | 38回    | 1.74人  | 14,000円  | 55,450円  |
| 1月   | 8人      | 6回     | 1.33人  | 3,000円  | 20,400円  | 67人     | 39回    | 1.72人   | 21,700円  | 116,000円   | 56人    | 31回    | 1.81人  | 11,700円  | 50,750円  |
| 2月   | 12人     | 8回     | 1.50人  | 4,900円  | 31,950円  | 68人     | 33回    | 2.06人   | 20,400円  | 96,350円    | 57人    | 36回    | 1.58人  | 11,600円  | 54,950円  |
| 3月   | 2人      | 2回     | 1.00人  | 800円    | 7,200円   | 83人     | 43回    | 1.93人   | 25,350円  | 123,150円   | 70人    | 39回    | 1.79人  | 14,600円  | 64,800円  |
| 合計   | 105人    | 83回    | 1.27人  | 41,600円 | 309,950円 | 743人    | 456回   | 1.63人   | 230,450円 | 1,357,600円 | 745人   | 442回   | 1.69人  | 157,300円 | 663,950円 |
| 対前年比 | 60.00%  | 62.41% | 96.14% | 66.99%  | 81.49%   | 115.02% | 98.92% | 116.28% | 120.78%  | 100.71%    | 89.65% | 95.26% | 94.11% | 93.24%   | 100.40%  |

|      | 鰻線      |        |         |          |            | 尾下線    |        |        |         |          | 開聞線     |         |        |         |          | 全体      |         |         |          |            |
|------|---------|--------|---------|----------|------------|--------|--------|--------|---------|----------|---------|---------|--------|---------|----------|---------|---------|---------|----------|------------|
|      | 乗車人数    | 運行回数   | 1便当たり   | 運賃収益     | 支払金額       | 乗車人数   | 運行回数   | 1便当たり  | 運賃収益    | 支払金額     | 乗車人数    | 運行回数    | 1便当たり  | 運賃収益    | 支払金額     | 乗車人数    | 運行回数    | 1便当たり   | 運賃収益     | 支払金額       |
| 4月   | 97人     | 51回    | 1.90人   | 18,000円  | 141,650円   | 2人     | 2回     | 1.00人  | 400円    | 9,500円   | 24人     | 18回     | 1.33人  | 4,000円  | 39,550円  | 256人    | 156回    | 1.64人   | 57,800円  | 399,750円   |
| 5月   | 110人    | 54回    | 2.04人   | 20,600円  | 158,600円   | 10人    | 10回    | 1.00人  | 2,000円  | 46,750円  | 10人     | 8回      | 1.25人  | 1,600円  | 18,000円  | 243人    | 154回    | 1.58人   | 53,150円  | 395,700円   |
| 6月   | 95人     | 53回    | 1.79人   | 18,000円  | 154,550円   | 6人     | 6回     | 1.00人  | 1,200円  | 28,300円  | 8人      | 8回      | 1.00人  | 1,200円  | 18,900円  | 214人    | 141回    | 1.52人   | 47,600円  | 366,550円   |
| 7月   | 100人    | 57回    | 1.75人   | 18,600円  | 167,000円   | 8人     | 8回     | 1.00人  | 1,600円  | 37,500円  | 14人     | 14回     | 1.00人  | 2,200円  | 31,400円  | 236人    | 156回    | 1.51人   | 51,900円  | 414,400円   |
| 8月   | 79人     | 47回    | 1.68人   | 14,300円  | 140,900円   | 8人     | 8回     | 1.00人  | 1,500円  | 38,550円  | 15人     | 15回     | 1.00人  | 1,800円  | 35,600円  | 200人    | 135回    | 1.48人   | 43,500円  | 364,700円   |
| 9月   | 80人     | 45回    | 1.78人   | 15,400円  | 135,950円   | 8人     | 8回     | 1.00人  | 1,600円  | 37,650円  | 16人     | 16回     | 1.00人  | 2,200円  | 37,300円  | 240人    | 154回    | 1.56人   | 55,800円  | 418,150円   |
| 10月  | 91人     | 53回    | 1.72人   | 17,000円  | 160,850円   | 10人    | 10回    | 1.00人  | 2,000円  | 46,550円  | 18人     | 18回     | 1.00人  | 2,600円  | 39,600円  | 293人    | 190回    | 1.54人   | 72,600円  | 529,750円   |
| 11月  | 92人     | 51回    | 1.80人   | 17,000円  | 158,050円   | 6人     | 6回     | 1.00人  | 1,200円  | 27,550円  | 20人     | 20回     | 1.00人  | 2,800円  | 45,400円  | 269人    | 160回    | 1.68人   | 61,500円  | 433,950円   |
| 12月  | 67人     | 43回    | 1.56人   | 12,200円  | 131,950円   | 4人     | 4回     | 1.00人  | 800円    | 19,000円  | 20人     | 20回     | 1.00人  | 2,600円  | 45,900円  | 237人    | 151回    | 1.57人   | 55,850円  | 395,500円   |
| 1月   | 69人     | 47回    | 1.47人   | 12,600円  | 144,500円   | 12人    | 12回    | 1.00人  | 2,400円  | 52,350円  | 24人     | 24回     | 1.00人  | 3,400円  | 53,550円  | 236人    | 159回    | 1.48人   | 54,800円  | 437,550円   |
| 2月   | 60人     | 36回    | 1.67人   | 10,200円  | 113,800円   | 8人     | 8回     | 1.00人  | 1,600円  | 37,500円  | 16人     | 16回     | 1.00人  | 2,000円  | 38,550円  | 221人    | 137回    | 1.61人   | 50,700円  | 373,100円   |
| 3月   | 69人     | 44回    | 1.57人   | 12,200円  | 137,000円   | 5人     | 5回     | 1.00人  | 1,000円  | 22,300円  | 18人     | 18回     | 1.00人  | 2,400円  | 41,750円  | 247人    | 151回    | 1.64人   | 56,350円  | 396,200円   |
| 合計   | 1,009人  | 581回   | 1.74人   | 186,100円 | 1,744,800円 | 87人    | 87回    | 1.00人  | 17,300円 | 403,500円 | 203人    | 195回    | 1.04人  | 28,800円 | 445,500円 | 2,892人  | 1844回   | 1.57人   | 661,550円 | 4,925,300円 |
| 対前年比 | 106.32% | 94.93% | 112.00% | 104.85%  | 108.04%    | 93.55% | 94.57% | 98.92% | 101.76% | 104.80%  | 228.09% | 240.74% | 94.75% | 187.01% | 249.83%  | 103.92% | 104.42% | 101.68% | 103.49%  | 107.82%    |

令和6年度  
指宿市地域公共交通利用実績（内訳）

【令和6年度路線バス回数券実績集計】

|      | 指宿     |        | 鹿児島     |         | 加世田    |        | 全営業所合計  |        | 支払金額       | 対前年比    |
|------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|---------|--------|------------|---------|
|      | 50円券   | 100円券  | 50円券    | 100円券   | 50円券   | 100円券  | 50円券    | 100円券  |            |         |
| 4月   | 443枚   | 417枚   | 115枚    | 105枚    | 35枚    | 40枚    | 593枚    | 562枚   | 85,850円    | 100.12% |
| 5月   | 522枚   | 558枚   | 110枚    | 115枚    | 61枚    | 34枚    | 693枚    | 707枚   | 105,350円   | 108.44% |
| 6月   | 490枚   | 488枚   | 91枚     | 100枚    | 50枚    | 49枚    | 631枚    | 637枚   | 95,250円    | 116.80% |
| 7月   | 426枚   | 466枚   | 179枚    | 200枚    | 25枚    | 13枚    | 630枚    | 679枚   | 99,400円    | 123.17% |
| 8月   | 398枚   | 381枚   | 156枚    | 181枚    | 38枚    | 63枚    | 592枚    | 625枚   | 92,100円    | 107.78% |
| 9月   | 454枚   | 416枚   | 127枚    | 125枚    | 35枚    | 41枚    | 616枚    | 582枚   | 89,000円    | 114.54% |
| 10月  | 488枚   | 464枚   | 172枚    | 126枚    | 56枚    | 43枚    | 716枚    | 633枚   | 99,100円    | 124.81% |
| 11月  | 371枚   | 452枚   | 152枚    | 141枚    | 79枚    | 55枚    | 602枚    | 648枚   | 94,900円    | 96.94%  |
| 12月  | 549枚   | 518枚   | 159枚    | 175枚    | 58枚    | 66枚    | 766枚    | 759枚   | 114,200円   | 106.73% |
| 1月   | 363枚   | 371枚   | 160枚    | 173枚    | 29枚    | 44枚    | 552枚    | 588枚   | 86,400円    | 88.62%  |
| 2月   | 454枚   | 450枚   | 177枚    | 174枚    | 22枚    | 19枚    | 653枚    | 643枚   | 96,950円    | 104.64% |
| 3月   | 433枚   | 472枚   | 157枚    | 144枚    | 22枚    | 54枚    | 612枚    | 670枚   | 97,600円    | 99.14%  |
| 合計   | 5,391枚 | 5,453枚 | 1,755枚  | 1,759枚  | 510枚   | 521枚   | 7,656枚  | 7,733枚 | 1,156,100円 |         |
| 対前年比 | 95.43% | 91.34% | 225.58% | 209.90% | 46.58% | 50.83% | 101.78% | 98.72% | 106.93%    |         |

【令和6年度路線バス回数券販売実績】

| 郵便局名     | 販売冊数 | 対前年比     |
|----------|------|----------|
| 指宿郵便局    | 47冊  | 95.92%   |
| 指宿北郵便局   | 13冊  | 86.67%   |
| 十町郵便局    | 28冊  | 93.33%   |
| 指宿湯の浜郵便局 | 42冊  | 89.36%   |
| 今和泉郵便局   | 37冊  | 462.50%  |
| 池田郵便局    | 0冊   | 前年販売実績なし |
| 山川郵便局    | 93冊  | 150.00%  |
| 成川郵便局    | 21冊  | 80.77%   |
| 大山郵便局    | 28冊  | 84.85%   |
| 利永郵便局    | 2冊   | 前年販売実績なし |
| 徳光郵便局    | 5冊   | 前年販売実績なし |
| 開聞郵便局    | 32冊  | 76.19%   |
| 川尻郵便局    | 27冊  | 67.50%   |
| 開聞入野郵便局  | 38冊  | 73.08%   |
| 合計       | 413冊 | 102.23%  |

| 月   | 販売冊数 | 販売金額     | 対前年比    |
|-----|------|----------|---------|
| 4月  | 29冊  | 58,000円  | 69.05%  |
| 5月  | 44冊  | 88,000円  | 93.62%  |
| 6月  | 40冊  | 80,000円  | 114.29% |
| 7月  | 30冊  | 60,000円  | 85.71%  |
| 8月  | 33冊  | 66,000円  | 173.68% |
| 9月  | 28冊  | 56,000円  | 96.55%  |
| 10月 | 32冊  | 64,000円  | 128.00% |
| 11月 | 27冊  | 54,000円  | 79.41%  |
| 12月 | 36冊  | 72,000円  | 92.31%  |
| 1月  | 38冊  | 76,000円  | 111.76% |
| 2月  | 38冊  | 76,000円  | 102.70% |
| 3月  | 38冊  | 76,000円  | 135.71% |
| 合計  | 413冊 | 826,000円 | 102.23% |

## 【議案第1号】

# 令和6年度指宿市地域公共交通活性化協議会事業報告

## 1 コミュニティバス（イッシーバス）の運行（運行会社：鹿児島交通）

※ R7.2.1～各路線につき週1日を、ジャンボタクシーによる代替運行開始

### 【現在の運行体制】

|       | 小牧～ニシムタ指宿店線     |                    | 川尻～なのはな館線       |                    |
|-------|-----------------|--------------------|-----------------|--------------------|
|       | 正規運行            | 代替運行               | 正規運行            | 代替運行               |
| 運行事業者 | 鹿児島交通(株)        | 鹿児島第一交通(株)         | 鹿児島交通(株)        | (株)南九州あづま交通        |
| 運行日   | 毎週水・金曜日         | 毎週月曜日              | 毎週火・土曜日         | 毎週木曜日              |
| 使用車両  | 小型バス<br>(定員45名) | ジャンボタクシー<br>(定員9名) | 小型バス<br>(定員45名) | ジャンボタクシー<br>(定員9名) |

⇒利用実績は2ページ参照

## 2 指宿市予約型乗合タクシー（あいタク）の運行

### 【現在の運行体制】

| 路線名     | 運行事業者             | 運行日   |
|---------|-------------------|---|
| 島久保・西方線 | 指宿観光交通(株)         | 毎週月・水・金曜日                                       |
| 池田線     | 鹿児島第一交通(株)        | 毎週火・木・土曜日                                       |
| 魚見線     | (株)鹿屋自動車学校 指宿タクシー | 毎週月・水・金曜日                                       |
| 鰻線      | (株)鹿屋自動車学校 山川タクシー | 毎週火・木・土曜日                                       |
| 尾下線     | (株)鹿屋自動車学校 山川タクシー | 毎週月・水・金曜日                                       |
| 開聞線     | (株)南九州あづま交通       | 十町区域：毎週月・木曜日<br>上野・仙田区域：毎週火・金曜日<br>川尻区域：毎週水・土曜日 |

⇒利用実績は2ページ参照

## 3 地域内フィーダー系統確保維持費補助金（国庫補助）の交付申請、交付請求、及び実績報告

令和6年度補助金交付額：6,981千円

## 4 指宿市のりものガイドの発行（令和7年2月）

1,700冊発行し、医療機関・薬局・公共施設等を中心に計134箇所に配布

## 5 指宿駅構内デジタルサイネージに、多言語表示バス接近情報表示開始

令和6年8月23日運用開始



## 6 会議の開催（対面方式：2回開催）

- (1) 第1回会議：令和6年6月24日 指宿市役所指宿庁舎 大会議室
- (2) 第2回会議：令和6年12月18日 ふれあいプラザなのはな館会議室1・2

# 令和6年度 指宿市地域公共交通活性化協議会

## 歳入歳出決算

### 歳 入

(単位:円)

| 科 目     | 当初予算額      | 補正額       | 予算現額       | 決算額        | 備 考   |
|---------|------------|-----------|------------|------------|---|
| 1 負 担 金 | 12,966,000 | 3,000,000 | 15,966,000 | 15,966,000 | 指宿市<br>(補正額300万円については、予<br>算の不足により一時的に市か<br>ら納入、年度末に返還) |
| 2 補 助 金 | 6,680,000  | 0         | 6,680,000  | 6,981,000  | 地域内フィーダー系統確<br>保維持費国庫補助金                                |
| 3 そ の 他 | 0          | 0         | 0          | 2,283      |   |
| 1 繰 越 金 | 0          | 0         | 0          | 0          |   |
| 2 繰 入 金 | 0          | 0         | 0          | 0          |   |
| 3 諸 収 入 | 0          | 0         | 0          | 2,283      |   |
| 計       | 19,646,000 | 3,000,000 | 22,646,000 | 22,949,283 |   |

### 歳 出

(単位:円)

| 科 目            | 当初予算額      | 補正額       | 予算現額       | 決算額        | 備 考                                     |
|----------------|------------|-----------|------------|------------|---|
| 1 運 営 費        | 338,000    | 0         | 338,000    | 226,077    |   |
| 1 事務・会議費       | 338,000    | 0         | 338,000    | 226,077    |   |
| 1. 報 酬         | 165,000    | 0         | 165,000    | 97,000     | 委員報酬                                    |
| 2. 旅 費         | 10,000     | 0         | 10,000     | 7,670      |   |
| 3. 需 用 費       | 82,000     | 0         | 82,000     | 66,722     | 公印等                                     |
| 3. 役 務 費       | 81,000     | 0         | 81,000     | 54,685     | 郵送料・印紙等                                 |
| 2 事 業 費        | 19,308,000 | 0         | 19,308,000 | 19,456,371 |   |
| 1 運 行 事 業 費    | 19,018,000 | 0         | 19,018,000 | 19,176,099 |   |
| 1 コミュニティバス運行費  | 13,750,000 | 0         | 13,750,000 | 14,249,699 | イッシーバス運行委託費<br>(代替運行費用含む)               |
| 2 乗合タクシー運行費    | 5,268,000  | 0         | 5,268,000  | 4,926,400  | 乗合タクシー運行委託費<br>(6路線)                    |
| 2 乗合タクシー停留所設置費 | 40,000     | 0         | 40,000     | 39,600     | JRの駅に乗合タクシー停留<br>所標識を設置するための費<br>用(2箇所) |
| 3 法定計画策定事業費    | 0          | 0         | 0          | 0          |   |
| 4 利用促進事業費      | 250,000    | 0         | 250,000    | 240,672    |   |
| 3 返 納 金        | 0          | 3,000,000 | 3,000,000  | 3,266,835  | 予算の一時的な不足により<br>一時的に納入された負担金<br>+執行残額   |
| 4 予 備 費        | 0          | 0         | 0          | 0          |   |
| 計              | 19,646,000 | 3,000,000 | 22,646,000 | 22,949,283 |   |

# 監 査 報 告

令和6年度指宿市地域公共交通活性化協議会の歳入歳出決算について、監査に事務局から提出された預金通帳、支払関係伝票、領収書、文書類等の関係書類を審査した結果、歳入歳出ともに適正に処理されていることを報告いたします。

令和7年6月2日

指宿市地域公共交通活性化協議会

監事 指宿市総務部長

渡部 徹也 

監事 指宿市自治公民館連絡協議会 会長

臼山 正二 

## 【議案第2号】

### 令和7年度指宿市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）

#### 1 コミュニティバス（イッシーバス）の運行

##### 【運行体制】

|       | 小牧～ニシムタ指宿店線     |                    | 川尻～なのはな館線       |                    |
|-------|-----------------|--------------------|-----------------|--------------------|
|       | 正規運行            | 代替運行               | 正規運行            | 代替運行               |
| 運行事業者 | 鹿児島交通(株)        | 鹿児島第一交通(株)         | 鹿児島交通(株)        | (株)南九州あづま交通        |
| 運行日   | 毎週水・金曜日         | 毎週月曜日              | 毎週火・土曜日         | 毎週木曜日              |
| 使用車両  | 小型バス<br>(定員45名) | ジャンボタクシー<br>(定員9名) | 小型バス<br>(定員45名) | ジャンボタクシー<br>(定員9名) |

#### 2 指宿市予約型乗合タクシー（あいタク）の運行

##### 【運行体制】

| 路線名     | 運行事業者             | 運行日   |
|---------|-------------------|---|
| 島久保・西方線 | 指宿観光交通(株)         | 毎週月・水・金曜日                                       |
| 池田線     | 鹿児島第一交通(株)        | 毎週火・木・土曜日                                       |
| 魚見線     | (株)鹿屋自動車学校 指宿タクシー | 毎週月・水・金曜日                                       |
| 鰻線      | (株)鹿屋自動車学校 山川タクシー | 毎週火・木・土曜日                                       |
| 尾下線     | (株)鹿屋自動車学校 山川タクシー | 毎週月・水・金曜日                                       |
| 開聞線     | (株)南九州あづま交通       | 十町区域：毎週月・木曜日<br>上野・仙田区域：毎週火・金曜日<br>川尻区域：毎週水・土曜日 |

#### 3 地域内フィーダー系統確保維持費補助金（国庫補助）の交付申請，交付請求，及び実績報告

- (1) コミュニティバス及び予約型乗合タクシーの運行費用の一部について，国庫補助を受けられます。
- (2) 令和6年度については，令和5年10月～令和6年9月の運行費用に対し補助金の交付申請を行います。（申請時期：11月頃）
- (3) 令和8年度事業計画（令和7年10月～令和8年9月）については，議案第3号で説明します。（提出期限：令和7年6月30日）

#### 4 普及啓発活動

- (1) 年度末に「指宿市のりものガイド」の更新版を発行予定。  
→空港連絡バスの時刻表を盛り込むことを検討中
- (2) 公共交通に関する出前講座等を開催します。

#### 5 会議の開催

- (1) 会議は年3回程度（6月，10月，12月頃）の開催を予定しています。
- (2) 必要に応じ，分科会を開催します。

令和7年度 指宿市地域公共交通活性化協議会  
歳入歳出予算(案)

歳 入

(単位:円)

| 科 目     | 本年度予算額     | 前年度予算額     | 比較         | 備 考  |
|---------|------------|------------|------------|--|
| 1 負 担 金 | 24,893,000 | 12,966,000 | 11,927,000 | 指宿市負担金   |
| 2 補 助 金 | 6,981,000  | 6,680,000  | 301,000    | 地域内フィーダー系統補助<br>39,011人×120円+230万円<br>※上記金額が現在の上限額 |
| 3 そ の 他 | 0          | 0          | 0          |  |
| 1 繰 越 金 | 0          | 0          | 0          |  |
| 2 繰 入 金 | 0          | 0          | 0          |  |
| 3 諸 収 入 | 0          | 0          | 0          |  |
| 計       | 31,874,000 | 19,646,000 | 12,228,000 |  |

歳 出

(単位:円)

| 科 目            | 本年度予算額     | 前年度予算額     | 比較         | 備考                                      |
|----------------|------------|------------|------------|---|
| 1 運 営 費        | 428,000    | 338,000    | 90,000     |   |
| 1 事務・会議費       | 428,000    | 338,000    | 90,000     |   |
| 1. 報 酬         | 165,000    | 165,000    | 0          | 委員報酬                                    |
| 2. 旅 費         | 100,000    | 10,000     | 90,000     | 市外旅費                                    |
| 3. 需 用 費       | 82,000     | 82,000     | 0          | あいタク用マグネットシート<br>コピー用紙等                 |
| 4. 役 務 費       | 81,000     | 81,000     | 0          | 郵送料・印紙・振込手数料等                           |
| 2 事 業 費        | 24,465,000 | 19,308,000 | 5,157,000  |   |
| 1 運 行 事 業 費    | 24,225,000 | 19,018,000 | 5,207,000  |   |
| 1 コミュニティバス運行費  | 11,110,000 | 13,750,000 | △2,640,000 | イッシーバス運行委託費<br>(各路線週2回運行)               |
| 2 ジャンボタクシー運行費  | 7,950,000  | 0          | 7,950,000  | 各路線週1回運行                                |
| 3 乗合タクシー運行費    | 5,165,000  | 5,268,000  | △103,000   | 乗合タクシー運行委託費<br>(6路線)                    |
| 2 乗合タクシー停留所設置費 | 40,000     | 40,000     | 0          | JRの駅に乗合タクシー停留<br>所標識を設置するための費用<br>(2箇所) |
| 3 利用促進事業費      | 200,000    | 250,000    | △50,000    | のりものガイド作成等                              |
| 3 負担金補助及び交付金   | 0          | 0          | 0          |   |
| 4 返 納 金        | 6,981,000  | 0          | 6,981,000  | 補助金相当額を市に返納                             |
| 5 予 備 費        | 0          | 0          | 0          |   |
| 計              | 31,874,000 | 19,646,000 | 12,228,000 |   |

## 【議案第3号】

# 令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

## 1 地域内フィーダー系統確保維持制度の概要

- 幹線バスや鉄道等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通（乗合タクシー）の運行経費の一部を国の支援を受けられる（赤字欠損金額の最大1/2）
- 補助対象事業者は、法定協議会（指宿市では、本協議会）
- 当該補助金の交付を受けるためには、「地域内フィーダー系統確保維持計画」を国に提出し、認定を受けなければならない（提出期限は毎年6月30日）
- 上記計画は、法定協議会（本協議会）で計画内容を協議し、合意を得た上で提出する

## 2 協議事項

- 令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案：次ページ）  
※計画期間：令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

### 地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援

#### 補助内容

- 補助対象事業者  
一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者  
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費  
予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額

- 補助率  
1/2
- 主な補助要件
  - ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること  
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
  - ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
  - ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
  - ・乗車人員が1人/1便以上であること  
(定時定路線型の場合に限る。)
  - ・経常赤字が見込まれること

#### 補助対象系統のイメージ

(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続

(2) 交通不便地域

※ 専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

\* 地域間交通ネットワーク：農宇路線、鉄軌道(JR、大手長鉄等)も含まれるが、地域間幹線バスは、幹線性(複数市町村間、運行頻度)が必要

※ 議案可決後、国土交通省へ提出いたしますが、提出後、微細な字句の訂正等を行う可能性があります。

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

指産商第 号  
令和 7 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 指宿市地域公共交通活性化協議会  
住 所 鹿児島県指宿市十町 2 4 2 4 番地  
代表者氏名 会長 井上 佳朗

### 地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年6月 日

(名称) 指宿市公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

当市は、薩摩半島の南端に位置し、鹿児島市及び南九州市へ通じる地域間幹線交通である鉄道及び路線バスを軸に、市域内に路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーにより構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

地域間幹線交通に通じる路線バス、コミュニティバスが支線の役割を果たしており、市内周辺部から市内中心部を結ぶ地域住民の移動手段となっており、同時に、当該路線が市内に点在する観光地を結んでいることから、観光客の移動手段としての性格も併せ持っている。

上記の交通機関でカバーできない地域には、予約型乗合タクシーを導入することで、上記の公共交通を補完する体制を構築している。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。加えて、生活様式の変化や深刻な乗務員減少が、公共交通事業者の収支悪化に拍車をかけている。特に、バス乗務員の不足が深刻であることから、令和7年2月からはコミュニティバスの一部をジャンボタクシーによる代替運行で補っている。

このため、地域公共交通確保維持事業により、指宿市コミュニティバス(イッシーバス)及び指宿市予約型乗合タクシー(あいタク)を確保・維持し、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

対象路線の1便あたり目標乗車人員は次のとおり。  
令和8年度の目標は、令和6年度の実績を参考に算出した。

| 路線名                       | R8年度    | R9年度    | R10年度   | 【参考】<br>R6年度 |
|---------------------------|---------|---------|---------|--------------|
| イッシーバス<br>小牧～ニシムタ指宿店線     | 2.40人以上 | 2.45人以上 | 2.50人以上 | 2.39人        |
| イッシーバス<br>川尻～なのはな館線       | 5.05人以上 | 5.10人以上 | 5.15人以上 | 5.04人        |
| 予約型乗合タクシー<br>畠久保・西方線      | 1.30人以上 | 1.35人以上 | 1.40人以上 | 1.27人        |
| 予約型乗合タクシー<br>池田線          | 1.65人以上 | 1.70人以上 | 1.75人以上 | 1.63人        |
| 予約型乗合タクシー<br>魚見線          | 1.70人以上 | 1.75人以上 | 1.80人以上 | 1.69人        |
| 予約型乗合タクシー<br>鰻線           | 1.75人以上 | 1.80人以上 | 1.85人以上 | 1.74人        |
| 予約型乗合タクシー<br>尾下線          | 1.05人以上 | 1.10人以上 | 1.15人以上 | 1.00人        |
| 予約型乗合タクシー<br>開間線          | 1.05人以上 | 1.10人以上 | 1.15人以上 | 1.04人        |
| イッシーバス小牧～ニシムタ<br>指宿店線(補完) | 1.35人以上 | 1.40人以上 | 1.45人以上 | 1.31人        |
| イッシーバス川尻～なのはな<br>館線(補完)   | 3.80人以上 | 3.85人以上 | 3.90人以上 | 3.76人        |

|  |                |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
|--|----------------|-------------|-----------|-------------|-----------------|---------------|---------------|----------------|---------|--------------|-----|---------------|-----|---------------|----|---------------|-----|---------------|-----|----------------|
| (2) 事業の効果  |                |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| <p>市内循環バスの各路線及び予約型乗合タクシーを維持することにより、市内の中山間地から市内中心部へ向かう高齢者等の日常生活に必要な移動手段を確保することができる。</p> <p>また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現可能となる。</p> <p>更には高齢者の外出促進・地域活性化に繋がる。</p>  |                |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体  |                |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる指宿市のりものガイドを発行し、医療機関やスーパーマーケットへの配布(指宿市)</li> <li>・ 乗込調査(指宿市)</li> <li>・ 利用者アンケート(車内聞き取りアンケート等)(指宿市)</li> <li>・ 住民ヒアリング(住民懇談会実施等)(指宿市)</li> </ul>  |                |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者   |                |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」添付</p> <p>○イッシーバス</p> <table border="0"> <tr> <td>小牧～ニシムタ指宿店線</td> <td>・・・鹿児島交通(株)</td> </tr> <tr> <td>川尻～なのはな館線</td> <td>・・・鹿児島交通(株)</td> </tr> <tr> <td>小牧～ニシムタ指宿店線(補完)</td> <td>・・・鹿児島第一交通(株)</td> </tr> <tr> <td>川尻～なのはな館線(補完)</td> <td>・・・(株)南九州あづま交通</td> </tr> </table> <p>○予約型乗合タクシー</p> <table border="0"> <tr> <td>畠久保・西方線</td> <td>・・・指宿観光交通(株)</td> </tr> <tr> <td>池田線</td> <td>・・・鹿児島第一交通(株)</td> </tr> <tr> <td>魚見線</td> <td>・・・(株)鹿屋自動車学校</td> </tr> <tr> <td>鰻線</td> <td>・・・(株)鹿屋自動車学校</td> </tr> <tr> <td>尾下線</td> <td>・・・(株)鹿屋自動車学校</td> </tr> <tr> <td>開間線</td> <td>・・・(株)南九州あづま交通</td> </tr> </table> | 小牧～ニシムタ指宿店線    | ・・・鹿児島交通(株) | 川尻～なのはな館線 | ・・・鹿児島交通(株) | 小牧～ニシムタ指宿店線(補完) | ・・・鹿児島第一交通(株) | 川尻～なのはな館線(補完) | ・・・(株)南九州あづま交通 | 畠久保・西方線 | ・・・指宿観光交通(株) | 池田線 | ・・・鹿児島第一交通(株) | 魚見線 | ・・・(株)鹿屋自動車学校 | 鰻線 | ・・・(株)鹿屋自動車学校 | 尾下線 | ・・・(株)鹿屋自動車学校 | 開間線 | ・・・(株)南九州あづま交通 |
| 小牧～ニシムタ指宿店線  | ・・・鹿児島交通(株)    |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| 川尻～なのはな館線  | ・・・鹿児島交通(株)    |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| 小牧～ニシムタ指宿店線(補完)  | ・・・鹿児島第一交通(株)  |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| 川尻～なのはな館線(補完)  | ・・・(株)南九州あづま交通 |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| 畠久保・西方線  | ・・・指宿観光交通(株)   |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| 池田線  | ・・・鹿児島第一交通(株)  |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| 魚見線  | ・・・(株)鹿屋自動車学校  |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| 鰻線   | ・・・(株)鹿屋自動車学校  |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| 尾下線  | ・・・(株)鹿屋自動車学校  |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| 開間線  | ・・・(株)南九州あづま交通 |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額  |                |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| <p>指宿市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>   |                |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法  |                |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| <p>交通事業者から毎月提出される実績報告書にて、利用状況等を継続的に測定する。</p>   |                |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| 7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要   |                |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| <p><b>【地域間幹線システムのみ】</b></p>  |                |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| ※ 該当なし   |                |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| 8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧  |                |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| <p><b>【地域間幹線システムのみ】</b></p>  |                |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| ※ 該当なし   |                |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項   |                |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| <p><b>【地域間幹線システムのみ】</b></p>  |                |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |
| ※ 該当なし   |                |             |           |             |                 |               |               |                |         |              |     |               |     |               |    |               |     |               |     |                |

|   |
|---|
| 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要<br><b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>   |
| ※ 表5を添付   |
| 11. 車両の取得に係る目的・必要性<br><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>   |
| ※ 該当なし  |
| 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果<br><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>  |
| (1) 事業の目標   |
| ※ 該当なし  |
| (2) 事業の効果   |
| ※ 該当なし  |
| 13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>                  |
| ※ 該当なし  |
| 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）<br><b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b> |
| ※ 該当なし  |
| 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性<br><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>  |
| ※ 該当なし  |
| 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果<br><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>   |
| (1) 事業の目標   |
| ※ 該当なし  |
| (2) 事業の効果   |
| ※ 該当なし  |
| 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>   |
| ※ 該当なし  |

## 18. 協議会の開催状況と主な議論

## 【指宿市地域公共交通会議】

- 平成31年2月19日 指宿市地域公共交通会議設立
- 平成31年4月10日 指宿市地域公共交通基本計画について合意
- 令和元年11月1日 指宿市地域公共交通基本計画に基づく運行計画(案)について協議
- 令和2年1月16日 指宿市地域公共交通基本計画に基づく運行計画(案)について合意
- 令和3年1月15日 イッシーバス徳光・鰻線の経路変更について合意 ※書面会議
- 令和3年8月6日 イッシーバス開間循環線及び連絡線の見直しについて合意  
法定計画の策定についての説明
- 令和4年3月4日 実証運行期間の延長について合意  
乗合タクシーの見直しについて合意 ※書面会議
- 令和4年6月23日 路線バス1系統廃止・2系統廃止代替化について合意  
イッシーバス小牧線の経路変更及び路線名見直しについて合意  
イッシーバス徳光・鰻線を「川尻～なのはな館線」に再編することについて合意  
乗合タクシー(畠久保・西方線, 池田線)の見直しについて合意  
乗合タクシー(鰻線)の新設について合意  
令和5年度生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)について合意
- 令和4年11月15日 指宿市地域公共交通活性化協議会に移行

## 【指宿市地域公共交通活性化協議会】

- 令和4年11月15日 指宿市地域公共交通活性化協議会設立
- 令和5年6月1日 予約型乗合タクシーの停留所新設について合意  
令和5年度事業において、法定計画である「指宿市地域公共交通計画」を策定することについて合意  
令和6年度生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)について合意
- 令和5年10月24日 指宿市地域公共交通計画の基本骨格案について合意
- 令和5年12月21日 指宿市地域公共交通計画素案について合意
- 令和6年1月31日 パブリックコメントの実施について合意 ※書面会議
- 令和6年3月22日 指宿市地域公共交通計画の策定について合意 ※書面会議
- 令和6年6月24日 令和7年度地域公共交通計画認定申請(地域公共交通確保維持計画に係る計画)について合意
- 令和6年12月18日 令和7年度地域公共交通計画認定申請(地域公共交通確保維持計画に係る計画)の変更について合意
- 令和7年6月16日 令和8年度地域公共交通計画認定申請(地域公共交通確保維持計画に係る計画)について合意

## 19. 利用者等の意見の反映状況

令和5年度に策定した指宿市地域公共交通計画では、策定にあたり市民1500人に対してアンケートを行ったほか、高校生や乗合タクシー利用登録者へのアンケート、バス乗りこみ調査を実施し、住民ニーズを把握したうえで計画案に盛り込んだ。

また、市のホームページにて本計画に関する意見募集（パブリックコメント）を行った。

加えて、交通事業者や利用者の意見を反映させる形で、コミュニティバスの経路変更や予約型乗合タクシーの停留所追加、観光需要に対応するために地域間幹線系統の延伸実施や、乗合タクシー利用者からの要望を受けて、1路線において時刻表の改正を実施するなど、利用者に寄り添ったきめ細やかな対応を行っている。

令和7年度には、本市二次交通のニーズを把握するためのアンケート調査を観光事業者に対し行い、今後、地域公共交通体系の見直しを行う際に反映させる予定である。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 鹿児島県指宿市十町2424

(所 属) 指宿市産業振興部商工水産課

(氏 名) 大小田 直人

(電 話) 0993-22-2111(内312)

(e-mail) sangyo-shoko@city.ibusuki.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2・3については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

| 市区町村名 | 運送予定者名     | 運行系統名<br>(申請番号)     | 運行系統      |                      |         | 系統<br>キロ程            | 計画運<br>行日数 | 計画<br>運行<br>回数 | 利便<br>増進<br>特例<br>措置 | 運送<br>継続<br>特例<br>措置 | 地域内フィーダー系統の基準適合<br>(別表7・別表9・別表10) |                               |  |                           |
|-------|------------|---------------------|-----------|----------------------|---------|----------------------|------------|----------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|-------------------------------|--|---------------------------|
|       |            |                     | 起点        | 経由地                  | 終点      |                      |            |                |                      |                      | 運行態様の別                            | 基準ハで<br>該当する<br>要件(別<br>表7・9) | 補助対象地域間幹線系統<br>等と接続の確保                   | 基準ホで該当<br>する要件<br>(別表7のみ) |
| 指宿市   | 鹿児島交通(株)   | (1) 小牧～ニシムタ指宿店線     | 八幡神社前     | 指宿駅前                 | ニシムタ指宿店 | 往 23.8km<br>復 23.8km | 98日        | 294.0回         |                      |                      | 路線定期                              | ①,<br>②(1)                    | 鹿児島交通の金生町-たまたま箱温泉線と指宿駅前及び指宿医療センター停留所にて接続 | ③                         |
|       | 鹿児島交通(株)   | (2) 川尻～なのはな館線       | 開聞山麓自然公園前 | 指宿駅前                 | なのはな館   | 往 21.6km<br>復 21.6km | 101日       | 303.0回         |                      |                      | 路線定期                              | ①,<br>②(1)                    | 鹿児島交通の金生町-たまたま箱温泉線と指宿駅前及び指宿医療センター停留所にて接続 | ③                         |
|       | 指宿観光交通(株)  | (3) 畠久保・西方線         |           | 畠久保・細田西(幸屋)・永嶺・白山・水迫 |         | .km<br>.km           | 147日       | 294.0回         |                      |                      | 区域                                | ①,<br>②(1)                    | 鹿児島交通の金生町-たまたま箱温泉線と指宿駅前及び指宿医療センター停留所にて接続 | ③                         |
|       | 鹿児島第一交通(株) | (4) 池田線             |           | 池田小学校区               |         | .km<br>.km           | 148日       | 296.0回         |                      |                      | 区域                                | ①,<br>②(1)                    | 鹿児島交通の金生町-たまたま箱温泉線と指宿駅前及び指宿医療センター停留所にて接続 | ③                         |
|       | (株)鹿屋自動車学校 | (5) 魚見線             |           | 尾掛・上吹越・下吹越・五郎ヶ岡      |         | .km<br>.km           | 147日       | 294.0回         |                      |                      | 区域                                | ①,<br>②(1)                    | 鹿児島交通の金生町-たまたま箱温泉線と指宿駅前及び指宿医療センター停留所にて接続 | ③                         |
|       | (株)鹿屋自動車学校 | (6) 鰻線              |           | 鰻                    |         | .km<br>.km           | 148日       | 296.0回         |                      |                      | 区域                                | ①,<br>②(1)                    | 鹿児島交通の金生町-たまたま箱温泉線と指宿駅前及び指宿医療センター停留所にて接続 | ③                         |
|       | (株)鹿屋自動車学校 | (7) 尾下線             |           | 尾下                   |         | .km<br>.km           | 52日        | 104.0回         |                      |                      | 区域                                | ①,<br>②(1)                    | 鹿児島交通の金生町-たまたま箱温泉線と指宿駅前及び指宿医療センター停留所にて接続 | ③                         |
|       | 株南九州あづま交通  | (8) 開聞線             |           | 開聞全域                 |         | .km<br>.km           | 60日        | 120.0回         |                      |                      | 区域                                | ①,<br>②(1)                    | 鹿児島交通のなのはな館-東大川線と開聞駅前停留所にて接続             | ③                         |
|       | 鹿児島第一交通(株) | (9) 小牧～ニシムタ指宿店線(補完) | 八幡神社前     | 指宿駅前                 | ニシムタ指宿店 | 往 23.8km<br>復 23.8km | 44日        | 132.0回         |                      |                      | 路線定期                              | ①,<br>②(1)                    | 鹿児島交通の金生町-たまたま箱温泉線と指宿駅前及び指宿医療センター停留所にて接続 | ③                         |
|       | 株南九州あづま交通  | (10) 川尻～なのはな館線(補完)  | 開聞山麓自然公園前 | 指宿駅前                 | なのはな館   | 往 21.6km<br>復 21.6km | 51日        | 153.0回         |                      |                      | 路線定期                              | ①,<br>②(1)                    | 鹿児島交通の金生町-たまたま箱温泉線と指宿駅前及び指宿医療センター停留所にて接続 | ③                         |

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

|       |     |
|-------|-----|
| 市区町村名 | 指宿市 |
|-------|-----|

(単位:人)

|          | 人口     |
|----------|--------|
| 人口集中地区以外 | 33,532 |
| 交通不便地域等  | 33,532 |

交通不便地域等の内訳

| 人口     | 対象地区  | 根拠法           |
|--------|-------|---------------|
| 33,532 | 指宿市全域 | 過疎地域自立促進特別措置法 |
|        |       |               |
|        |       |               |
|        |       |               |

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

| 計画名         | 策定年月日     | 特例適用開始年度 |
|-------------|-----------|----------|
| 指宿市地域公共交通計画 | 令和6年3月28日 |          |
|             |           |          |

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

## 【議案第4号】

### 新たな公共交通体系について

#### 1 経緯

令和5年度に策定した、「指宿市地域公共交通計画」において、「変わりゆく時代においても、指宿市で暮らし続けるための公共交通の全体最適化」を目標として定め、その施策として「人口減少・高齢化の進行を考慮した公共交通の全体最適化」、「効率化・利便性向上のための新技術導入の検討」を掲げ、現在施策の推進に取り組んでいます。

令和6年10月には、イッシーバスの運行事業者である鹿児島交通株から、乗務員不足が深刻化していることから、イッシーバスを令和7年度末を目途に他の交通モードへの転換を要望する文書が提出されました。

以上のことから、現在の地域公共交通体系を見直し、少ない乗務員でも生活需要と観光需要の双方に対応できる持続可能な地域公共交通体系へと転換することが喫緊の課題となっています。

#### 2 本日の進め方

始めに、「(1) 指宿市の二次交通に関するアンケートについて」説明後、質疑をお受けします。

次に「(2) 指宿市地域公共交通活性化協議会分科会開催報告」を行い、再び質疑をお受けします。

以上の説明を踏まえた上で、「(3) 新たな公共交通体系の基本骨格(素案)」についてご審議いただきたい。

#### 3 ご審議いただきたい事項

素案は、昼間3案+夜間1案ご用意しています。

この案のうち、どの案をベースに進めるべきか、あるいはゼロベースで再考すべきか、今後の方針についてご審議いただきたく存じます。

## 指宿市地域公共交通活性化協議会分科会 開催報告

1 日 時 令和7年5月27日（火） 16:00～17:50

2 会 場 指宿市役所2階第2会議室

3 参加者 鹿児島交通指宿営業所長，鹿児島県タクシー協会指宿支部長  
協議会事務局長，事務局員3名

### 4 内容と特記事項

#### (1) 乗務員の就職促進施策について

- 9月から，普通2種免許が取得しやすくなる。国の補助金は厳しい基準をクリアする必要があるため，交付を受けずらいため，市に補助金制度を創設してもらいたい。

#### (2) 乗務員の処遇改善施策について

- 就労時だけでなく，現職の離職防止になるような給付金があるとありがたい。

#### (3) 観光客の二次交通確保策について

- AIオンデマンドの場合，効率的な運行がリアルタイムで可能だが，お客様がいない時でも運行費用がかかってしまう。公共ライドシェアでも定時定運行すると空で走ることはありえる。また，定時定運行ではニーズに合わせたフレキシブルな運行ができない。

#### (4) AIオンデマンド交通について

- AIオンデマンドでの乗合は，どうしても時間差が出てしまう。出発時間に合わせて動く，観光客の方のニーズに合うか疑問。
- システム導入が不可欠だが，概算で最大年間1,000万円以上を要する。
- 電話予約も可能だが，オペレーターの人件費がかかる。

#### (5) 日本版ライドシェアについて

- 規制緩和されてきているため，ライドシェアを導入できないことはないと思う。

#### (6) 西大山駅からの交通手段について

- 観光客向けには，このルートが指宿ではベストというモデルルートをつくと良い。きちんとJRも使うようにモデルルートを作成し，それを広報してい

(7) 路線バス東大川線について

- 東大川線を使っている穎娃高校生はいない。山川高校生が2名使っている。

(8) 自動運転について

- 中央通りの再整備の時に一緒に検討することもいいかもしれない。
- 自動運転については実証実験に留まると思う。ビジネスモデルになっていくとなると、管理や運行をどこがするのかという問題が出てくる。

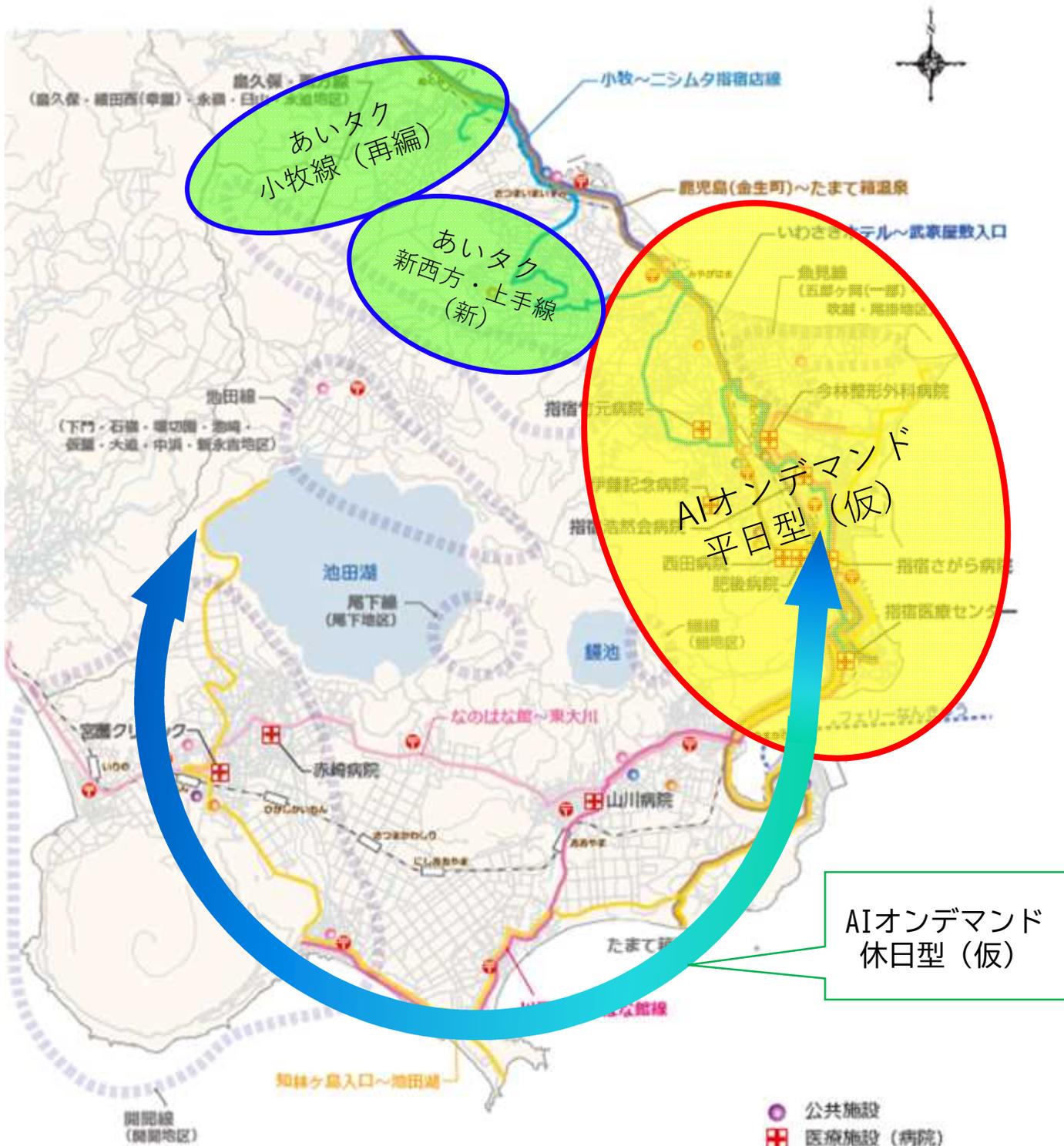
(9) グリーンスローモビリティについて

- グリーンスローモビリティのメリットがあるとすれば、高齢者でも運転ができること。例えば80歳になった人でも第2種免許をもっている人であれば安全装置も付いているし事故は起きないと思う。スピードが遅いので合理性がなく、近距離でのアトラクション的要素が強いのでは。

(10) 空港連絡バスについて

- 指宿駅での乗降人数で見たとき、多い時は十数名、少ない時はゼロ。始発に乗車されるお客様が多い。

# 新たな公共交通体系の基本骨格（素案） （プランA）



あいタク池田線・鰻線・尾下線・開間線は現状維持  
 イッシーバス川尻～なののはな館線は朝夕1往復運行の廃止代替化

【あいタク】

カバールー

25

# プランA 新旧比較

| 交通モード    | 路線名            | 現行                   | 見直し案(プランA)   |
|----------|----------------|----------------------|--|
| 地域間幹線    | 全線             | -                    | 現行通り   |
| 廃止代替バス   | エコキャンプ場-池田湖    | 平日3往復<br>土日祝2往復      | 現行通り   |
| 廃止代替バス   | 山川-開聞駅前(休止中)   | 平日1朝夕<br>1往復         | イッシーバスと統合  |
| イッシーバス   | 小牧-ニシムタ指宿店線    | 月・水・金<br>1日3往復       | 廃止   |
| イッシーバス   | 川尻-なのはな館線      | 火・木・土<br>1日3往復       | 平日朝夕1往復運行にして廃止代替化  |
| 乗合タクシー   | 畠久保・西方線        | 月・水・金<br>1日2.5往復     | 大字小牧を対象とする「小牧線」に再編し, 1日3往復化  |
| 乗合タクシー   | 池田線            | 火・木・土<br>1日2.5往復     | 1日3往復化   |
| 乗合タクシー   | 魚見線            | 月・水・金<br>1日2.5往復     | AIオンデマンド(平日型)導入により廃止   |
| 乗合タクシー   | 鰻線             | 火・木・土<br>1日2.5往復     | 1日3往復化<br>登録制度廃止   |
| 乗合タクシー   | 尾下線            | 月・水・金<br>1日2.5往復     | 1日3往復化   |
| 乗合タクシー   | 開聞線            | 週2回<br>1日3往復         | 現行通り   |
| 乗合タクシー   | 新西方・上手線(新)     | -                    | 畠久保・西方線の一部とイッシーバス廃止による空白地を合体。週3回1日3往復  |
| AIオンデマンド | AIオンデマンド平日型(新) | -                    | 運行日:平日<br>運行時間:8:30-16:00  |
| AIオンデマンド | AIオンデマンド休日型(新) | -                    | 運行日:土日祝<br>運行時間:13:00-18:30<br>観光地間の移動及び観光地から駅又は宿泊施設への移動に特化。予約はアプリのみ。運賃高め。公共ライドシェアも可 |
| バス回数券    | 指宿市民限定路線バス回数券  | 額面3,000円<br>販価2,000円 | 額面3,000円<br>販価1,500円<br>イッシーバス廃止に対する激変緩和   |

# AIオンデマンド平日型（仮）概要

運行日：月～金のうち、週3日～5日

運行時間帯：8時30分～16時

運行区域：市街地を中心に約20km<sup>2</sup>程度の範囲

運行主体：タクシー会社

使用車両：ワゴン車1台～2台（乗客定員7名～9名）

運賃：定額運賃

主な停留所：最寄りのごみステーション、公民館、公共施設、病院、商業施設、駅等

予約方法：予約センターへの電話予約・アプリによる予約

決済方法：現金を基本

利用者登録：必要（1回限りの利用登録可能）

# AIオンデマンド休日型（仮）概要

運行日：土日祝日

運行時間帯：13時～19時

運行区域：市内全域

運行主体：タクシー会社または公共ライドシェア

使用車両：ワゴン車1台～2台（乗客定員7名～9名）

運賃：定額運賃または距離制運賃（運賃は事前確定）

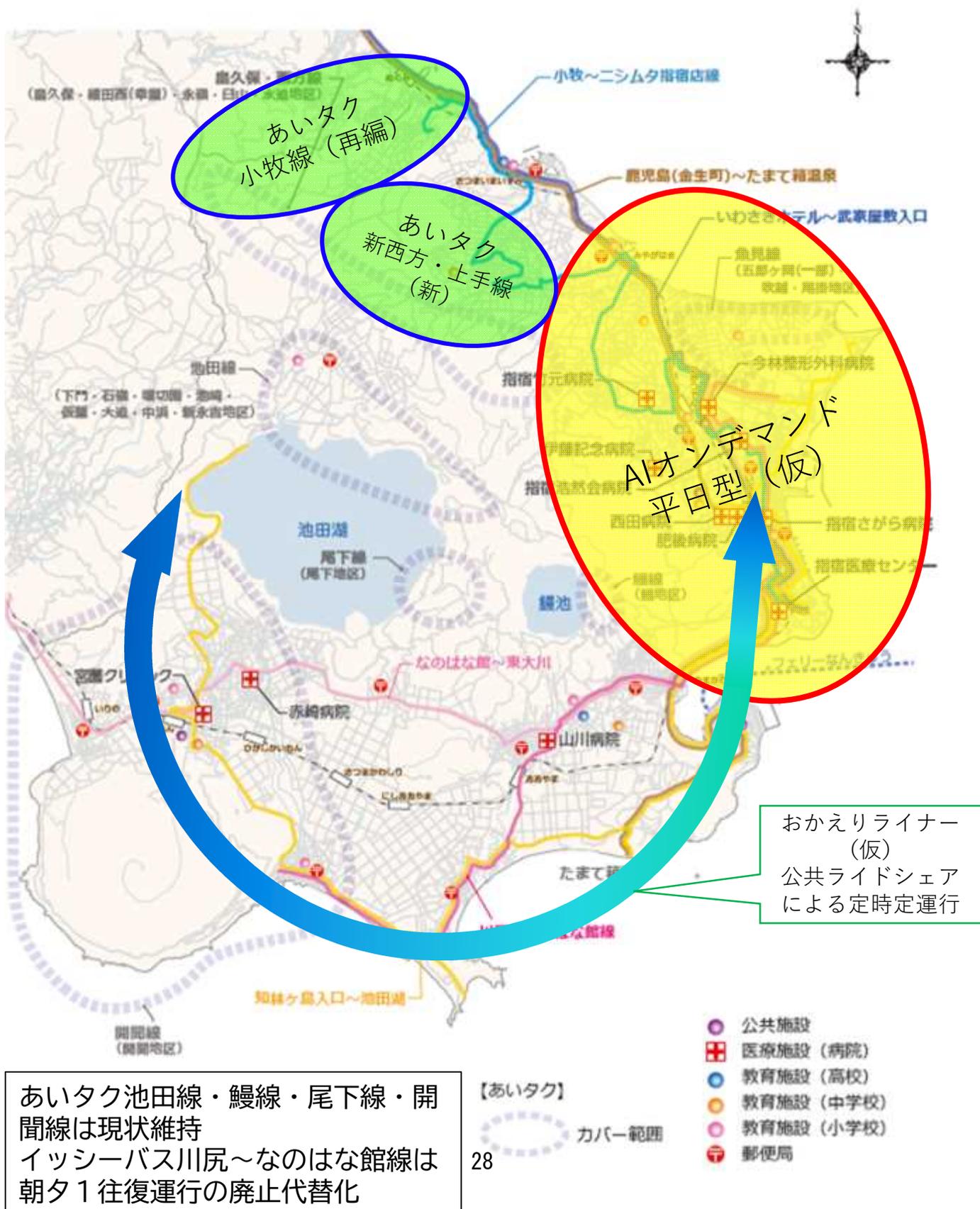
主な停留所：観光施設、宿泊施設、駅等に限定

予約方法：アプリによる予約

決済方法：現金またはキャッシュレス

利用者登録：必要（1回限りの利用登録可能）

# 新たな公共交通体系の基本骨格（素案） （プランB）



# プラン B 新旧比較

| 交通モード    | 路線名                | 現行                   | 見直し案(プランB)   |
|----------|--------------------|----------------------|--|
| 地域間幹線    | 全線                 | -                    | 現行通り   |
| 廃止代替バス   | エコキャンプ場-池田湖        | 平日3往復<br>土日祝2往復      | 現行通り   |
| 廃止代替バス   | 山川-開聞駅前<br>(休止中)   | 平日1朝夕<br>1往復         | イッシーバスと統合  |
| イッシーバス   | 小牧-ニシムタ<br>指宿店線    | 月・水・金<br>1日3往復       | 廃止   |
| イッシーバス   | 川尻-なのはな館<br>線      | 火・木・土<br>1日3往復       | 平日朝夕1往復運行<br>にして廃止代替化  |
| 乗合タクシー   | 畠久保・西方線            | 月・水・金<br>1日2.5往復     | 大字小牧を対象とする「小牧線」に<br>再編し, 1日3往復化  |
| 乗合タクシー   | 池田線                | 火・木・土<br>1日2.5往復     | 1日3往復化   |
| 乗合タクシー   | 魚見線                | 月・水・金<br>1日2.5往復     | AIオンデマンド(平日型)<br>導入により廃止   |
| 乗合タクシー   | 鰻線                 | 火・木・土<br>1日2.5往復     | 1日3往復化<br>登録制度廃止   |
| 乗合タクシー   | 尾下線                | 月・水・金<br>1日2.5往復     | 1日3往復化   |
| 乗合タクシー   | 開聞線                | 週2回<br>1日3往復         | 現行通り   |
| 乗合タクシー   | 新西方・上手線<br>(新)     | -                    | 畠久保・西方線の一部とイッシー<br>バス廃止による空白地を統合。<br>週3回1日3往復                              |
| AIオンデマンド | AIオンデマンド<br>平日型(新) | -                    | 運行日:平日<br>運行時間:8:30-16:00  |
| 公共ライドシェア | おかえり<br>ライナー(仮)    | -                    | 運行日:土日祝<br>運行時間:12:40-18:20<br>定時定運行<br>運行主体:市町村・NPO法人等<br>一般市民によるドライバー確保可 |
| バス回数券    | 指宿市民限定<br>路線バス回数券  | 額面3,000円<br>販価2,000円 | 額面3,000円<br>販価1,500円<br>イッシーバス廃止に対する激変緩和                                   |

# おかえりライナー（仮）概要

- 道路運送法上の種別：交通空白地有償運送（自家用有償運送）  
⇒事業者協力型にすると、運行管理や車両整備管理業務について、事業者の協力を得られる  
⇒地理的・時間的な交通空白の概念を利用するので、路線バスが運行している時間帯には運行できない

- 運行概要

運行日：土日祝日（鹿児島交通の休日ダイヤ運行日）

運行経路：エコキャンプ場-池田湖線にほぼ準拠するが、西大山駅を經由  
ただし、観光客向けに特化した特急運行とする

<停車する停留所>知林ヶ島入口、休暇村、なのはな館、白水館入口、シーサイドホテル入口、指宿駅、砂むし会館、いわさきホテル、山川駅、活お海道、山川栈橋、ヘルシーランド、たまた箱温泉、フラワーパーク、長崎鼻、西大山駅、開聞支所、開聞駅、牧間神社、唐船峡、池田湖

運行主体：市町村、NPO法人等

使用車両：マイクロバス1台（観光向けシートピッチ拡大車25人乗り）

ドライバー：中型1種免許所有者

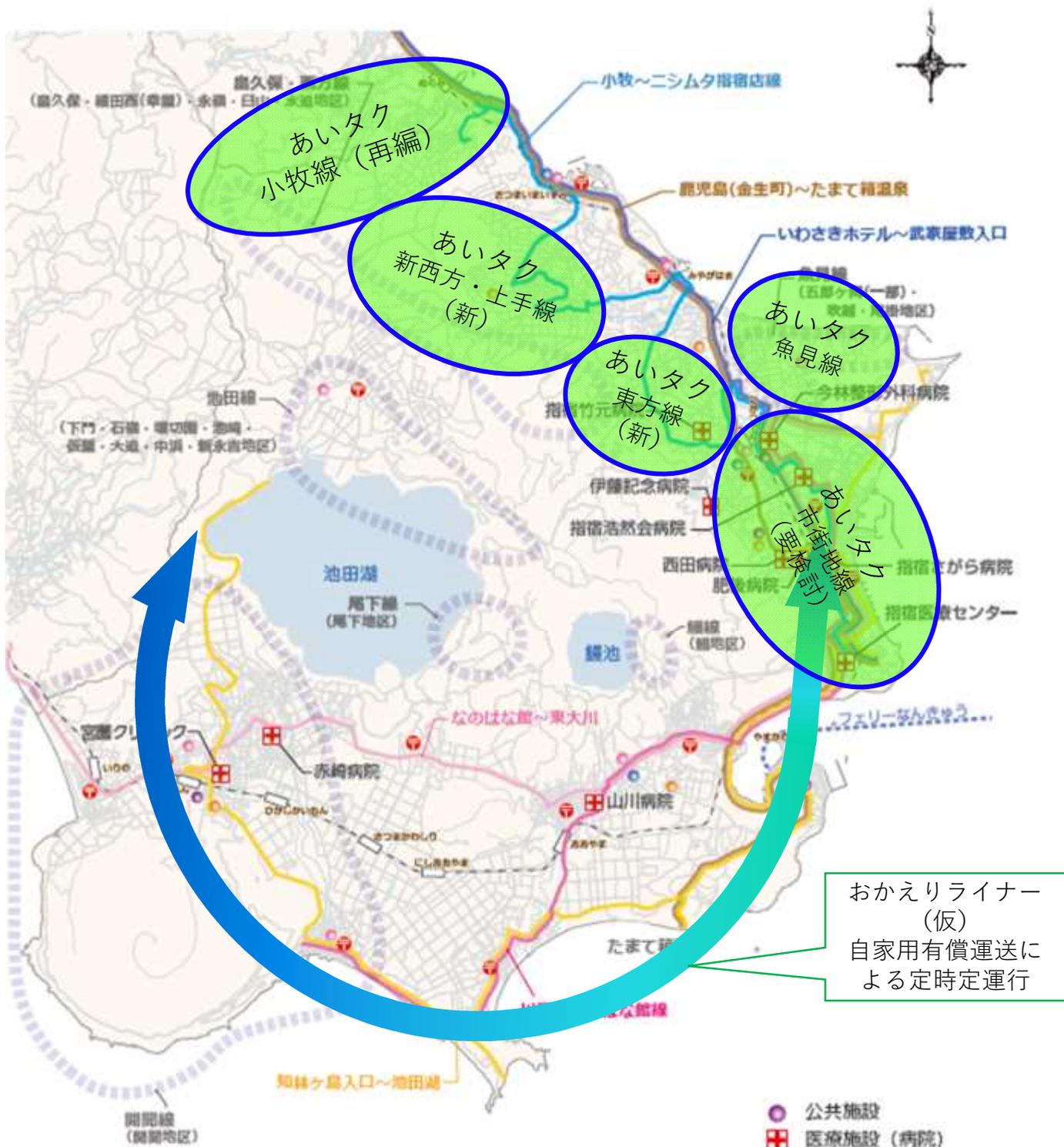
運賃：定額運賃または距離制運賃（要検討）

決済方式：キャッシュレス決済（タッチ決済）を基本

時刻表（例）

|                    |       |             |       |
|--------------------|-------|-------------|-------|
| 西大山駅発長崎鼻行          | 12:40 | 西大山駅発⇒12:50 | 長崎鼻着  |
| ≪長崎鼻から知林ヶ島まで回送30分≫ |       |             |       |
| 知林ヶ島発池田湖行（1便目）     | 13:55 | 知林ヶ島発⇒15:00 | 池田湖着  |
| 池田湖発知林ヶ島行（1便目）     | 15:35 | 池田湖発⇒16:40  | 知林ヶ島着 |
| ≪知林ヶ島から池田湖まで回送25分≫ |       |             |       |
| 池田湖発知林ヶ島行（2便目）     | 17:15 | 池田湖発⇒18:20  | 知林ヶ島着 |

# 新たな公共交通体系の基本骨格（素案） （プランC）



あいタク池田線・鰻線・尾下線・開間線は現状維持  
 イッシーバス川尻～なのはな館線は朝夕1往復運行の廃止代替化

# プランC 新旧比較

| 交通モード       | 路線名               | 現行                   | 見直し案(プランC)  |
|-------------|-------------------|----------------------|---|
| 地域間幹線       | 全線                | -                    | 現行通り  |
| 廃止代替バス      | エコキャンプ場-池田湖       | 平日3往復<br>土日祝2往復      | 現行通り  |
| 廃止代替バス      | 山川-開間駅前<br>(休止中)  | 平日1朝夕<br>1往復         | イッシーバスと統合   |
| イッシーバス      | 小牧-ニシムタ<br>指宿店線   | 月・水・金<br>1日3往復       | 廃止  |
| イッシーバス      | 川尻-なのはな館<br>線     | 火・木・土<br>1日3往復       | 平日朝夕1往復運行<br>にして廃止代替化   |
| 乗合タクシー      | 畠久保・西方線           | 月・水・金<br>1日2.5往復     | 大字小牧を対象とする「小牧線」に<br>再編し、1日3往復化  |
| 乗合タクシー      | 池田線               | 火・木・土<br>1日2.5往復     | 1日3往復化  |
| 乗合タクシー      | 魚見線               | 月・水・金<br>1日2.5往復     | チョイソコ導入により廃止  |
| 乗合タクシー      | 鰻線                | 火・木・土<br>1日2.5往復     | 1日3往復化<br>登録制度廃止  |
| 乗合タクシー      | 尾下線               | 月・水・金<br>1日2.5往復     | 1日3往復化  |
| 乗合タクシー      | 開間線               | 週2回<br>1日3往復         | 現行通り  |
| 乗合タクシー      | 新西方・上手線<br>(新)    | -                    | 畠久保・西方線の一部とイッシーバス<br>廃止による空白地を合体。<br>週3回1日3往復                               |
| 乗合タクシー      | 東方線<br>(新)        | -                    | バス廃止による空白地をカバー。<br>週3回1日3往復   |
| 乗合タクシー      | 市街地線<br>(要検討)     | -                    | バス廃止による空白地に加え、従来<br>からの交通空白地をカバー。<br>週3回1日3往復                               |
| 自家用有償<br>運送 | おかえり<br>ライナー(仮)   | -                    | 運行日:土日祝<br>運行時間:12:40-18:20<br>定時定運行<br>運行主体:市町村, NPO法人等<br>一般市民によるドライバー確保可 |
| バス回数券       | 指宿市民限定<br>路線バス回数券 | 額面3,000円<br>販価2,000円 | 額面3,000円<br>販価1,500円<br>イッシーバス廃止に対する激変緩和                                    |

# 乗合タクシー新旧比較 (プランC)

| 現行      |                      | プランC       |                                  |
|---------|----------------------|------------|----------------------------------|
| 路線名     | 運行地区                 | 路線名        | 運行地区                             |
| 畠久保・西方線 | 畠久保・細田西(幸屋)・永嶺・白山・水迫 | 小牧線        | 大字小牧全域                           |
| 池田線     | 池田小学校区全域             | 池田線        | 池田小学校区全域                         |
| 魚見線     | 尾掛・上吹越・下吹越・五郎ヶ岡(一部)  | 魚見線        | 尾掛・上吹越・下吹越・五郎ヶ岡(一部)              |
| 鰻線      | 鰻                    | 鰻線         | 鰻                                |
| 尾下線     | 尾下                   | 尾下線        | 尾下                               |
| 開間線     | 開間全域                 | 開間線        | 開間全域                             |
|         |                      | 新西方・上手線(仮) | 大字新西方全域<br>永嶺・白山・水迫・久保・垂門・狩集・宮之前 |
|         |                      | 東方線(仮)     | 中川・道上・道下・道下上・田之畑・中福良(温湯・宮)       |
|         |                      | 市街地線(要検討)  | 丹波校区・柳田校区                        |

## 【共通項目】

- ・運賃は全路線300円以上に値上げする(200円~500円⇒300円~600円)
- ・ダイヤは1日2.5往復から、1日3往復に増枠する(市街地からも行って帰れるように)
- ・登録制度を撤廃し、誰でも利用できるようにすることを検討する(鰻線)

プランA～プランC比較表

| 交通モード    | 路線名          | プランA  | プランB   | プランC  |
|----------|--------------|---|--|---|
| 地域間幹線バス  | 全線           | 現行通り  | 現行通り   | 現行通り  |
| 廃止代替バス   | エコキャンプ場-池田湖線 | 現行通り  | 現行通り   | 現行通り  |
|          | 山川-開聞駅前線     | イッシーバスと統合   | イッシーバスと統合  | イッシーバスと統合   |
| イッシーバス   | 小牧-ニシムタ指宿店線  | 廃止  | 廃止   | 廃止  |
|          | 川尻-なのはな館線    | 平日朝夕1往復運行の上、<br>廃止代替化   | 平日朝夕1往復運行の上、<br>廃止代替化  | 平日朝夕1往復運行の上、<br>廃止代替化   |
| 乗合タクシー   | 畠久保・西方線      | 大字小牧を対象とする「小牧線」<br>に再編し、1日3往復化  | 大字小牧を対象とする「小牧線」<br>に再編し、1日3往復化   | 大字小牧を対象とする「小牧線」<br>に再編し、1日3往復化  |
|          | 池田線          | 1日3往復化  | 1日3往復化   | 1日3往復化  |
|          | 魚見線          | AIオンデマンド（平日型）<br>導入により廃止  | AIオンデマンド（平日型）<br>導入により廃止   | 1日3往復化  |
|          | 鰻線           | 1日3往復化<br>利用者登録制廃止  | 1日3往復化<br>利用者登録制廃止   | 1日3往復化<br>利用者登録制廃止  |
|          | 尾下線          | 1日3往復化  | 1日3往復化   | 1日3往復化  |
|          | 開聞線          | 1日3往復化  | 1日3往復化   | 1日3往復化  |
|          | 新西方・上手線（仮）   | 畠久保・西方線の一部とイッシー<br>バス廃止による空白地を統合<br>週3回1日3往復  | 畠久保・西方線の一部とイッシー<br>バス廃止による空白地を統合<br>週3回1日3往復   | 畠久保・西方線の一部とイッシー<br>バス廃止による空白地を統合<br>週3回1日3往復  |
|          | 東方線（仮）       | 導入しない   | 導入しない  | バス廃止による空白地に加え、従<br>来からの交通空白地をカバー<br>週3回1日3往復  |
|          | 市街地線         | 導入しない   | 導入しない  | バス廃止による空白地に加え、従<br>来からの交通空白地をカバー<br>週3回1日3往復  |
| AIオンデマンド | 平日型（仮）       | 運行日：平日<br>運行時間：8：30-16：00   | 運行日：平日<br>運行時間：8：30-16：00  | 導入しない   |
|          | 休日型（仮）       | 運行日：土日祝<br>運行時間：13：00-18：30<br>観光地間の移動及び観光地から駅<br>又は宿泊施設への移動に特化。予<br>約はアプリのみ。運賃高め。公共<br>ライドシェアも可    | 導入しない  | 導入しない   |
| 公共ライドシェア | おかえりライナー（仮）  | 導入しない   | 運行日：土日祝<br>運行時間：12：40-18：20<br>定時定運行<br>運行主体：市町村、NPO法人等<br>一般市民によるドライバーの確保<br>も可能  | 運行日：土日祝<br>運行時間：12：40-18：20<br>定時定運行<br>運行主体：市町村、NPO法人等<br>一般市民によるドライバーの確保<br>も可能                   |
| バス回数券    | -            | 額面3,000円<br>販価2,000円→1,500円<br>イッシーバス廃止に対する<br>激変緩和   | 額面3,000円<br>販価2,000円→1,500円<br>イッシーバス廃止に対する<br>激変緩和  | 額面3,000円<br>販価2,000円→1,500円<br>イッシーバス廃止に対する<br>激変緩和   |
| メリット     |              | ・乗客の細かいニーズに応える<br>ことができる<br>・需要をある程度束ねることが<br>可能になり、少ない乗務員でも効<br>率的な運行が可能になる                        | ・需要をある程度束ねることが<br>可能になり、少ない乗務員でも効<br>率的な運行が可能になる<br>・ライドシェア導入によりタク<br>シー乗務員不足を補うことが可能<br>・必要最低限のAIオンデマンド<br>導入により、運行コストをある程<br>度抑えることが可能 | ・AIオンデマンドシステムを導入<br>しないので、トータルコストは<br>最も低い  |
| デメリット・課題 |              | ・AIオンデマンドシステムの利<br>用料（固定費）が嵩む<br>・タクシー会社は常時AIオンデ<br>マンドの乗務員を確保しなければ<br>ならない<br>・車両の確保（車両の納期長期<br>化） | ・タクシー会社は平日にAIオン<br>デマンドの乗務員を確保しなけれ<br>ばならない<br>・ライドシェア乗務員の確保<br>・運行主体の確保<br>・運行管理者及び整備管理者の確<br>保<br>・車両の確保（車両の納期長期<br>化）                 | ・ライドシェア乗務員の確保<br>・運行主体の確保<br>・運行管理者及び整備管理者の確<br>保<br>・乗合タクシーの運行区域が広が<br>るので、タクシーの乗務員不足に<br>対応できていない |

# 指宿市版公共交通乗務員就職奨励制度（素案）

## 1 目的

本市においてはバス・タクシー・運転代行業の乗務員が高齢化し、若年層の就職が少ないことから、乗務員不足が深刻化している。

このことから、令和7年度から令和10年度を「集中強化期間」と位置づけ、官民挙げて乗務員の確保に取り組む。

この間に行政ができる支援として、本市内のバス・タクシー会社に雇用され、一定期間経過した者に対し、奨励金を交付するものである。

## 2 集中強化期間

令和7年10月1日<sup>1</sup>から令和11年3月31日<sup>2</sup>まで（3年6カ月間）

## 3 奨励金の交付を受けられる者（個人に対し交付する）

- (1) 指宿市内に住所を有する者
- (2) 令和7年10月1日以降に、指宿市内に本社又は営業所がある路線バス会社、タクシー会社、運転代行業者に無期雇用にて新規雇用又は復職した者で、本市内での運行に従事する者。ただし、市内同事業者から新たに転職した者を除く。
- (3) 市税滞納がない者
- (4) 暴力団関係者でない者

## 4 奨励金の交付タイミング

- (1) 就職奨励金（1回目）

交付タイミング：就職後6カ月を経過したとき

- (2) 就職奨励金（2回目）

交付タイミング：就職後18カ月を経過したとき

※ 1回目の交付を受けた者が、2回目の交付を受ける前に退職した場合は、2回目の交付を受ける権利を喪失する。

※ 交付を受ける前に、令和11年3月31日が到来しても、申請者は交付の権利を喪失しない。

※ 移住者に対する加算措置は要検討

## 5 その他

実施に向けては財源確保などの課題を精査する必要がある。

<sup>1</sup>令和7年9月からの二週免許取得カリキュラムの改正に合わせる

<sup>2</sup>指宿市地域公共交通計画の満了日。なお、指宿市地域公共交通計画には、乗務員確保の取り組みも明記されている。

## 指宿市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 指宿市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号，国鉄財第368号，国鉄業第102号，国自旅第240号，国海内第149号，国空環第103号。以下「国要綱」という。）第2条第1項第1号の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成，実施及び評価・見直しに関する事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）の規定に基づき，市内における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り，地域の実情に即した持続可能な輸送サービスの実現に必要な事項（自家用有償旅客運送をはじめとする自家用自動車の使用関係を含む。）
- (3) 前2号以外の事項であって，地域の交通の確保，維持又は改善のために協議が必要なその他の事項

(協議事項)

第2条 協議会は，次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 交通計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 運送法に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送等の態様の協議等に関すること。（自家用有償旅客運送をはじめとする自家用自動車の使用関係を含む。）
- (5) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号に規定する交通空白地有償運送及び同条第2号に規定する福祉有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

- (6) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (7) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

2 前項各号に係る協議会での協議等においては、指宿市運賃協議会設置要綱に基づき指宿市運賃協議会での議決事項を尊重し、調和を図らなければならない。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成するものとする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (4) 鉄道事業者の代表者又はその指名する者
- (5) 一般旅客定期航路事業者の代表者又はその指名する者
- (6) 公益社団法人鹿児島県バス協会長又はその指名する者
- (7) 一般社団法人鹿児島県タクシー協会長又はその指名する者
- (8) 市民又は利用者の代表
- (9) 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者
- (10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (11) 指宿警察署長又はその指名する者
- (12) 道路管理者又はその指名する者
- (13) 港湾管理者又はその指名する者
- (14) 鹿児島県知事又はその指名する者
- (15) 指宿市内において自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送）の運送団体
- (16) 学識経験を有する者その他協議会の運営上必要と認める者

2 協議会は、前項の委員以外の者または団体にオブザーバーとして参画を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残

任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置き、その定数は、当該各号の定めるところによる。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 役員は、委員の互選によりこれを選任する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は、協議会の出納監査を行い、その状況を会長に報告する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

6 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

7 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

8 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、連絡・通報窓口を指宿市産業振興部商工水産課に置く。

9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(会議の特例)

第7条 会長は、会議の議事について特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合又はやむを得ない事由がある場合と認めるときは、議事の概要を記載した書面を全ての委員に回付し、その賛否を問い、会議に代えることができる。

2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の場合に準用する。

(分科会等)

第8条 第2条各号に掲げる事項について、地域での取り組みを行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、協議会の分科会等を置くことができるものとする。

2 前項に基づき設置される分科会等において、第2条各号に掲げる事項に関する調査、検討が行われた場合には、協議会における協議に資するよう、その結果を協議会に報告することとする。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員及び委員の属する団体等の関係者は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財政に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用の弁償)

第13条 会議，分科会等に出席した者は，別表に掲げる報酬及び費用の弁償を受けることができる。ただし，これに代わる対価を別に得ている者は，この限りでない。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には，協議会の収支は，解散の日をもって打ち切り，会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は，会長が協議会に諮り定める。

附 則

- 1 この規約は，令和4年11月15日から施行する。
- 2 協議会は，指宿市地域公共交通会議設置要綱（平成31年指宿市告示第2号）に規定する指宿市地域公共交通会議の権能及び事業を承継する。
- 3 この規約の規定により最初に就任した委員の任期は，第4条の第1項の規定にかかわらず，令和6年3月31日までとする。

附 則

この規約は，令和6年6月24日から施行する。

別表（第13条関係）

| 委員の区分 | 報酬        |
|-------|-----------|
| 学識経験者 | 日額20,000円 |
| その他   | 日額3,000円  |

指宿市地域公共交通沿革

| 年        | できごと  |
|----------|---|
| 昭和9年12月  | 国鉄指宿線延伸により指宿駅開業   |
| 昭和18年1月  | 山川-佐多航路が開かれる  |
| 昭和38年10月 | JR指宿枕崎線全面開業   |
| 平成元年3月   | 空港連絡バス運行開始  |
| 平成6年4月   | 高速船「トッピー」指宿港に寄港開始   |
| 平成12年5月  | JR九州バス路線を鹿児島交通に移管（旧・山川営業所分）   |
| 平成14年10月 | 旧・指宿市においてイッシーバス運行開始   |
| 平成18年1月  | 新・指宿市誕生   |
| 平成19年1月  | 山川・開間地域にてイッシーバス運行開始   |
| 平成23年3月  | 九州新幹線全線開業。観光特急「指宿のたまたま箱」運行開始  |
| 平成23年8月  | 山川・根占航路「フェリーなんきゅう」運航開始  |
| 平成31年2月  | 指宿市地域公共交通会議設置   |
| 令和元年5月   | 指宿市地域公共交通基本計画策定（計画期間：令和5年度まで）   |
| 令和2年4月   | 新たな公共交通体系にて実証運行開始（令和4年3月31日までの2年間）<br><ul style="list-style-type: none"> <li>○ イッシーバス：4路線⇒2路線（小牧線，徳光・鰻線）</li> <li>○ 予約型乗合タクシー（あいタク）4路線運行開始（畠久保・西方線，池田線，魚見線，尾下線）</li> <li>○ 開間循環線（10人乗りワゴン車）運行開始</li> <li>○ イッシーバス連絡線運行開始（川尻⇒フラワーパークかごしま）</li> <li>○ 指宿市民限定鹿児島交通路線バス回数券発売開始</li> </ul> |
| 令和3年4月   | イッシーバス徳光・鰻線 一部経路変更（山川高校経由）  |
| 令和3年10月  | 開間循環線運行廃止   |
| 令和3年11月  | 予約型乗合タクシー（開間線）運行開始<br>イッシーバス連絡線拡充（1日2往復化）   |
| 令和4年4月   | 実証運行期間の延長（令和4年9月30日まで）<br>予約型乗合タクシー開間線運行区域見直し，尾下線運賃改定   |
| 令和4年10月  | 路線バス「指宿駅前-開間駅前」線 路線廃止<br>路線バス「エコキャンプ場-池田湖」線 減便の上廃止代替バス化<br>路線バス「山川-開間駅前」線 減便の上廃止代替バス化   |
| 令和4年10月  | 新たな公共交通体系の本格運行開始<br><ul style="list-style-type: none"> <li>○ イッシーバス路線見直し（小牧～ニシムタ指宿店線，川尻～なのはな館線）</li> <li>○ 予約型乗合タクシー鰻線運行開始，畠久保・西方線及び池田線運行区域拡大</li> </ul>  |
| 令和4年11月  | 指宿市地域公共交通活性化協議会（法定協議会）設立  |
| 令和5年4月   | 路線バス「エコキャンプ場-池田湖線」のたまたま箱温泉乗入開始  |
| 令和6年1月   | 路線バス「金生町-山川棧橋線」をたまたま箱温泉まで延伸   |
| 令和6年3月   | 指宿市地域公共交通計画策定（法定計画。計画期間：令和6年度～令和10年度）   |
| 令和7年2月   | イッシーバス代替運行開始（週1日をジャンボタクシーで運行）   |